

従業員表彰実施要領

(趣旨)

- この実施要領は、宝塚商工会議所表彰規則に基づく従業者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

- 推薦者（事業所等）と被推薦者の資格をそれぞれ次のように定める。

(1) 推薦者（事業所等）

次の①から③をすべて満たす会員事業所

- 基準日（10月1日）現在、会員として3ヶ月以上経過していること。
- 原則として、宝塚市内の営業所、事務所、工場または事業場であること。
- 前年度までの会費を完納していること。（当該年度からの新規加入会員は、加入時に納入すべき会費を納入していること。）

(2) 被推薦者

次の①から③をすべて満たす従業員

- 基準日（10月1日）現在、上記2（1）に定める宝塚市内の会員事業所に勤務する、常時雇用される従業員（注）であること。ただし、特別功労従業員表彰については、基準日（10月1日）現在、市内事業所で原則として1年以上勤務していること。
- 法令違反並びに公序良俗に反する者は、その対象としない。
- 成年被後見人並びに法令による刑の執行が猶予されている者は、その対象としない。

（注）常時雇用される従業員とは、雇用形態を問わず、期間を定めずに雇用契約されている人、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。（パート、アルバイト可。ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。）

（推薦の基準）

- 各表彰の推薦基準をそれぞれ次のように定める。

A. 奨励従業員表彰（当所会頭の表彰）

勤続年数が5年以上10年未満であり、かつ職務に精励し、勤務成績、品行共に他の模範となる者。

B. 優良従業員表彰（宝塚市長と当所会頭の連名表彰）

勤続年数が10年以上20年未満であり、かつ職務に精励し他の模範となる者で、事業主（または事業所の長）が勤務成績、品行共に優秀と認める者。

C. 優秀従業員表彰（宝塚市長と当所会頭の連名表彰）

勤続年数が20年以上30年未満であり、かつ職務に精励し他の模範となる者で、事業主（または事業所の長）が勤務成績、品行共に優秀と認める者。

D. 永年功労従業員表彰（日本商工会議所会頭と当所会頭の連名表彰）

勤続年数が30年以上であり、かつ後進の指導育成に努めるとともに事務および生産の合理化、技術考案および工夫、売上・収益の増加等を通して事業所の発展に寄与した者。

E. 特別功労従業員表彰（宝塚市長と当所会頭の連名表彰）

勤続年数にかかわらず、事務および生産の合理化、技術考案および工夫、売上・収益の増加等を通して事業所の発展に寄与した者。（具体例については別途例示する。）ただし、理由となる事実が確認しえない場合、表彰を行わない。

- ①同じ表彰への推薦・・・できません。ただし、D特別功労従業員表彰の場合のみ、受賞した年度より5年度以上経過していれば推薦できます。
- ②他の表彰への推薦・・・できます。ただし、D特別功労従業員表彰を受賞した者を他の表彰に推薦する場合には、受賞した年度より5年度以上経過していることが必要です。
(例) H21年度受賞の場合、H26年度以降推薦できます。

(推薦)

4. 推薦について次のように定める。

(1) 提出書類

以下の書類を当所の定める期間内に提出するものとする。(必着)

- ①「商工優秀・優良従業員表彰推薦書」(当所指定)
- ②特別功労従業員表彰については、原則としてその功績を表すデータ・資料等を推薦書に添付すること。

(2) 推薦人数と推薦順位

1会員事業所、1団体から推薦できる人数は、3に定める全表彰あわせて5名までとする。ただし、奨励従業員表彰については内1名までとする。また、推薦者は必ず推薦順位を付記することとし、順位の記載がない場合は、勤続年数で、同一年数の時は氏名50音順で順位を決定する。

(3) 期間の算定

勤務年数他期間算定等の基準日は、毎年10月1日をもって起算する。また、次の場合は、年数を通算して計算する。

- ①本支店のある企業で、市外事業所から市内事業所へ転勤した場合の勤続年数は通算する。
- ②退職した場合であっても、3年以内に同一の会員企業に復職した場合は、前後の年数を通算する。
- ③合併、譲渡または内容もしくは組織の変更があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。
- ④臨時雇用期間。

(推薦後の変更通知)

5. 推薦してから表彰されるまでの間に、被推薦(表彰)者が推薦事由に該当しなくなった場合は、その旨をただちに事務局に通知すること。

(表彰)

6. 表彰について次のように定める。

(1) 表彰の決定

被表彰者は、選考委員会(宝塚市、宝塚商工会議所総務常任委員会で構成する)において審査・選考し、決定する。

(2) 表彰の時期と方法

当所の開催する表彰式において、表彰状と記念品を贈呈する。

(3) 表彰者数

表彰者数は、年度につき全表彰あわせて60名程度とする。

(日本商工会議所表彰への推薦)

7. 永年功労従業員として表彰が決定した者は、日本商工会議所表彰の該当者として推薦する。

(表彰の取消)

8. 次の場合は、表彰を取り消すことができる。

(1) 推薦書その他被表彰者の経歴・功績等に不実の記載があると判明したとき。

(2) 被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、または本表彰制度の信用を著しく失墜する行為を行ったとき。

(委任)

9. 上記実施要領に定めのないものについては、総務常任委員会で協議し実施する。

附 則

(実施の時期)

1. この実施要領は、平成18年4月1日より実施する。

(過去の受賞者の対応)

2. 旧実施要領により受賞した者の表彰は、下記の表により判断する。

(1) 旧実施要領の「商業の部」での受賞者

新基準 過去受賞者		優 良 (10年以上の部)	優 秀 (20年以上の部)	永年功労 (30年以上の部)
優良	10年から14年	×	○	○
優秀	15年から19年	×	×	○
	20年から29年	×	×	○
	30年以上	×	×	×

(2) 旧実施要領の「工業の部」での受賞者

①優良従業員表彰 15年以上25年未満 ③優秀従業員表彰 25年以上

新基準 過去受賞者		優 良 (10年以上の部)	優 秀 (20年以上の部)	永年功労 (30年以上の部)
優良	15年から19年	×	○	○
	20年から24年	×	○	○
優秀	25年から29年	×	×	○
	30年以上	×	×	×

(実施の時期)

1. 3(推薦の基準)の改正規定は、平成21年8月22日より実施する。

(実施の時期)

1. この実施要領の3及び4の改正規定は平成28年4月1日より実施する。